計画策定の背景などについて

資料１

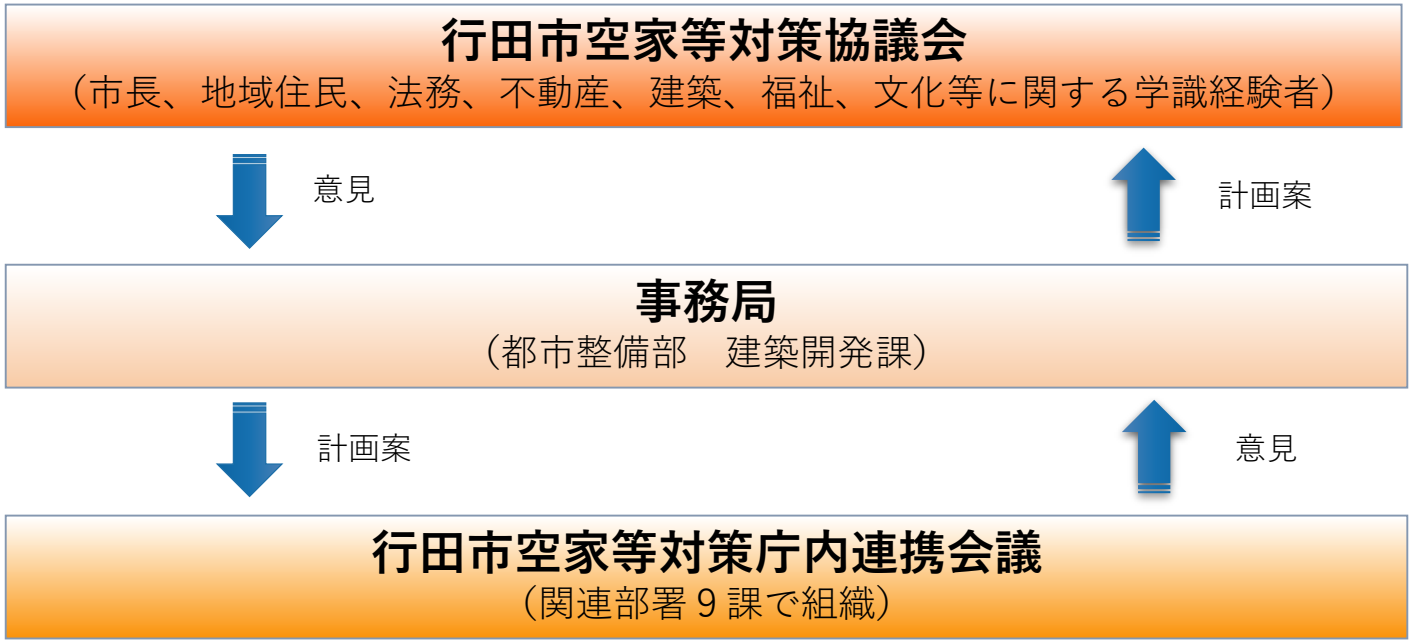
１　策定の背景と目的

令和8年度をもって「第２次行田市空家等対策計画」の計画期間が終了するため、法改正の内容等を踏まえ、「第３次行田市空家等対策計画」を策定する。

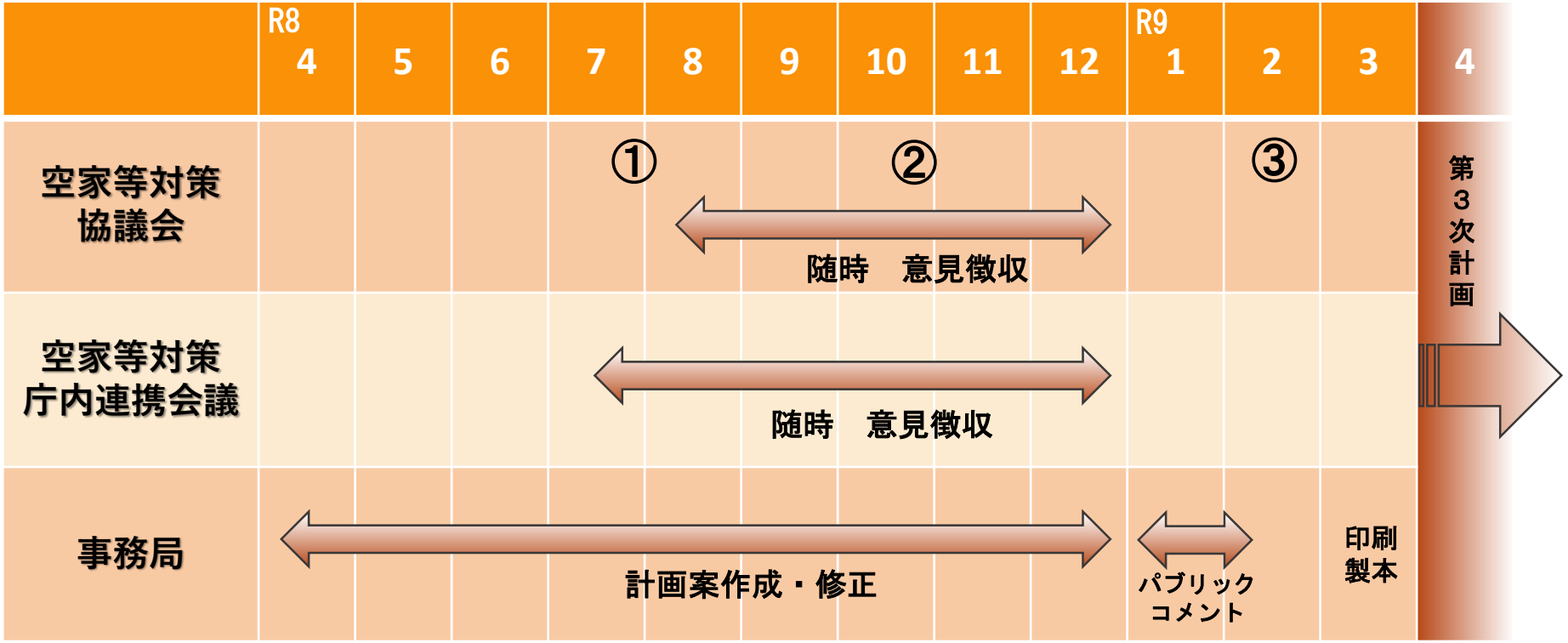
２　第2次計画からの主な変更点

・数的データの時点更新
・令和５年に改正された「特別措置法」の内容を反映
・「特別措置法」に規定する記載事項に沿った章立てに整理　など

３　策定体制



４　策定スケジュール



空家等対策協議会における主な内容

①…第１回協議会（R8.7.30）　計画案提示、計画案協議

②…第２回協議会（R8.10.下旬）計画案協議、ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ前確認

③…第３回協議会（R9.2.中旬）　ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ結果確認（文書送付を予定）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」令和5年改正のポイント

○管理不全空家等について　P26，P27

放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等**「管理不全空家等」**に対し、市から**指導・勧告**をすることが可能となった

⇒勧告を受けた管理不全空家等は、固定資産税の**住宅用地特例（1/6等に減額）を解除**

○財産管理制度について　P27

市から裁判所に**「財産管理人」の選任請求**が可能となった

⇒選任された財産管理人が所有者不明等の空き家の**修繕や処分を実施**

○空家等管理活用支援法人制度について　P33

市がNPO法人、社団法人等を**「支援法人」として指定**することが可能となった

⇒支援法人が所有者等への**相談対応、活用希望者とのマッチング、所有者の探索**などを行う

【実施例】
千葉市（千葉県）、横須賀市（神奈川県）など

○空家等活用促進区域について　P33

市が重点的に空き家の活用を図る**エリアを指定**することが可能となった

⇒区域内における**建築規制の緩和**（用途制限、接道要件など）や所有者へ**活用の要請**が行える

【実施例】
練馬区（東京都）、桜川市（茨城県）など

行田市空家等対策計画　新旧対照表

第３次行田市空家等対策計画(案)	第２次行田市空家等対策計画（令和４年３月策定）
第1章　計画の趣旨 1 計画策定の背景 2 計画策定の目的 3 計画の位置付け	第1章　計画の趣旨 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置付け 3 計画期間
第2章　対象地区、空家等の種類、基本的方針 1 対象とする地区 2 対象とする空き家等の種類 3 基本的な方針 4 計画の目標	第2章　空家等の現状と課題 1 空家等の現状 2 空家等の課題
第3章　計画期間 1 計画期間	第3章　空家等対策の基本的な方針 1 基本方針 2 対象とする区域 3 対象とする空家等の種類 4 計画の目標
第４章　空家等の調査に関する事項 1 行田市における人口等の現状 2 空き家等の調査及び現状 3 指導中空き家等の分布 4 空き家等の推計 5 空き家等の課題	第4章　空家等対策に関する体制等 1 データベースの整備 2 連携体制の整備
第５章　空家等の具体的な施策・取り組みに関する事項 1 所有者等による空室等の適切な管理の促進（発生予防・抑制） 2 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進（有効活用の促進） 3 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置など(管理不全な空家等の解消)	第５章　空家等対策の具体的な施策 1 予防対策 2 有効活用 3 管理不全な空家等の解消 4 空家等に対する他法令による諸規制等 5 支援措置
第６章　住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	■資料編
第７章　空家等に関する対策の実施体制に関する事項	
第８章　その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	
第９章　行田市空き家対策総合実施計画	
■資料編	